

日本建築学会東北支部建築デザイン発表賞選考方法内規

平成 27 年 4 月 28 日 制定

令和 2 年 4 月 17 日 改定

- 第 1 条（目的）この内規は、日本建築学会東北支部建築デザイン発表会（以下、発表会という）における「日本建築学会東北支部建築デザイン発表賞（以下、発表賞という）」の選考方法に関する事項を定める。
- 第 2 条（選考）発表賞の選考は、建築デザイン教育部会の委員のうち、発表会に参加し、発表を聴講した委員によって選考委員会を組織し、選考委員会によって行うものとする。
- 第 3 条（欠席委員の扱い）部会長は、発表会に欠席する委員に対し、事前に発表原稿の全てを開示する。発表会に欠席する委員は、それらの中から発表賞の候補者としてふさわしいと考える者を、発表会までの間に部会長に連絡する。
- 第 4 条（審査方法）発表会募集要項の内容及び講演発表の応募状況に応じて、適切に選考を行うため、選考方法については、選考委員会の討議に基づき部会長がきめる。
- 第 5 条（不測の事態）災害の発生などの事由により発表会が開催されない場合は、日本建築学会東北支部建築デザイン発表賞表彰要綱（以下、表彰要綱という）第 3 条によらず発表梗概を表彰の対象とする。
- 2 最終プレゼンテーションの機会が設けられない場合は、表彰要綱第 4 条によらず最終プレゼンテーションを表彰の要件としない。
 - 3 第 1 項の場合は、第 2 条によらず建築デザイン教育部会の委員全員によって選考委員会を組織する。
- 第 6 条（その他）ここにと決めのないことは、本部会において協議の上、決定するとともに、必要に応じて日本建築学会東北支部役員会に報告するものとする。

附 則 この表彰要綱は平成 27 年 4 月 28 日より実施する。